

畜産系の発生負荷量算定の考え方について（案）

畜産排水に係る汚濁負荷量の算定については、以下のとおりとする。

1 対象とする家畜の種類について

牛、豚、馬、鶏など、流域に含まれる自治体の畜産に係る将来計画に記載のある家畜は、当該自治体において主要な種であると考えられることから、原則としてその家畜について汚濁負荷量の算定を行うこととする。

また、記載のない種であっても、流域に含まれる自治体の統計情報等から一定の汚濁負荷量が想定される場合は、その種についても算定を行うことを検討する。

ただし、記載があるものの飼養頭数や原単位について知見のない種については、現段階では汚濁負荷量の算定には用いないこととする。

2 将来の飼養頭数について

流域に含まれる自治体の統計情報等を踏まえて飼養頭数を算定するとともに、畜産に係る将来計画が策定されている場合は、原則としてその値を用いて将来の飼養頭数を推定する。ただし、将来計画における将来の飼養頭数目標が現況の飼養頭数よりも減少する場合は、保守的に見積もることとし、現況と同じ飼養頭数とする。

畜産に係る将来計画が策定されていない場合は、統計情報等の実績を踏まえて将来の飼養頭数を推定する。ただし、飼養頭数について知見のない種については、現段階では汚濁負荷量の算定に用いないこととする。

3 算定に用いる原単位について

流域における原単位の知見（調査結果等）がある場合は、原則としてその値を用いる。

そのような値がない場合は、文献等に記載の原単位（「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」など）を用いる。その際は、いずれも最新のデータを用いることとする。

ただし、原単位について知見のない種については、現段階では汚濁負荷量の算定に用いないこととする。